

改正案	現行
<p>（業務方法書の記載事項） 第一条の二（略） 一～三（略） 三の二 法第六十九条の三の規定による資金の貸付けに関する事項 四～八（略） 九 法第二百二十七条又は第二百二十八条においてそれぞれ準用する法 第六十九条の三の規定による資金の貸付け及び法第二百二十九条の 規定による資産の買取りに関する事項 十～十二（略） （預金等情報） 第二十一条 法第五十五条の二第二項（法第六十九条の二第一項の規 定により特定決済債務に係る債権を支払対象決済用預金に係る債権 とみなして適用する場合を含む。）に規定する内閣府令・財務省令 で定める事項は、次の各号に掲げる法第五十五条の二第四項（法第 六十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） に規定するデータベースの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一～六（略） 七 特定決済債務ファイル 特定決済債務（法第六十九条の二第一</p>	<p>（業務方法書の記載事項） 第一条の二（略） 一～三（略） （新設） 四～八（略） 九 法第二百二十七条又は第二百二十八条の規定による資金の貸付け及 び法第二百二十九条の規定による資産の買取りに関する事項 十～十二（略） （預金等情報） 第二十一条 法第五十五条の二第二項に規定する内閣府令・財務省令 で定める事項は、次の各号に掲げる同条第四項に規定するデータベ ースの区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一～六（略） （新設）</p>

項に規定する特定決済債務をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る債権の額その他の事項で機構が特定決済債務に係る債権の内容を把握するために必要と認めるもの

ハ 前各号に掲げるもののほか、預金等に係る債権及び特定決済債務に係る債権の額を速やかに把握するために必要なものとして機構が別に定めるファイル 当該ファイルの目的等に応じ機構が必要と認める事項

附則

(保険料納付の際の提出書類の特例)

第一条の二 平成十五年四月一日に開始する営業年度（法第三十七条第三項に規定する信用金庫等にあつては、事業年度。以下この条において同じ。）及び平成十六年四月一日に開始する営業年度に係る保険料を納付する際の提出書類は、第十九条の規定にかかわらず、別紙様式第一の二による保険料計算書とする。

(決済用預金とみなされる特定預金に係る利息の額等)

第一条の四 令附則第二条の六の二に規定する内閣府令・財務省令で定める特定預金に係る債権のうち令第六条の二第一項第一号に掲げるものの額は、当該預金契約に基づき計算される利息のうち、直前の利払いの日（利払いがされていない場合にあつては預入の日）から保険事故が発生した日までの期間に対応する金額に相当する額とする。

七 前各号に掲げるもののほか、預金等に係る債権の額を速やかに把握するために必要なものとして機構が別に定めるファイル 当該ファイルの目的等に応じ機構が必要と認める事項

附則

(保険料納付の際の提出書類の特例)

第一条の二 平成十三年四月一日に開始する営業年度（法第三十七条第三項に規定する信用金庫等にあつては、事業年度。以下この条において同じ。）及び平成十四年四月一日に開始する営業年度に係る保険料を納付する際の提出書類は、第十九条の規定にかかわらず、別紙様式第一の二による保険料計算書とする。

(新設)

保 険 料 計 算 書

年度 _____

（金融機関名） _____

科 目	金 額		
	決 済 用 預 金	一 般 預 金 等	合 計
預 金 等			千円
1 預金			
2 定期積金			
3 掛金			
4 指定金銭信託合同運用口及び貸付信託			
5 金融債			
除かれる預金等			千円
1 外貨預金			
2 譲渡性預金			
3 特別国際金融取引勘定において経理された預金			
4 日本銀行又は金融機関からの預金等			
5 金融債（募集債又は債券が交付されたもの）			
6 預金保険機構からの預金等			
7 無記名預金等			
8 振替貸付信託受益権			
基準預金等（ - ）			千円
法第69条の2第2項の規定により決済用預金とみなされる一般預金等	千円	千円	
特定決済債務			千円
基準決済用預金（ + + ） 基準一般預金等（ - ）			千円
保険料 $\left[\text{営業（事業）年度の月数} \times \frac{\quad}{12} \times \text{保険料率} \right]$	（決済用預金に係る 保険料率 %）	（一般預金等に係る 保険料率 %）	円
保険料納付額			円
第1回納付額			
第2回納付額			

（備考）

- の1から5は、法第2条第2項第1号から第5号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。
- の1は法第51条第1項に規定するものに該当するものとする。の2及び3は令第3条第1号及び第2号に、の4は同条第3号及び第4号に、の5から8までは同条第5号から第8号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。ただし、の1又は4に該当する預金で特別国際金融取引勘定において経理された預金については、の3に計上し、の1又は4には計上しないこととする。また、の4（特別国際金融取引勘定において経理された預金を除く。）に該当する預金で外貨預金の性質を有するものは、の1に計上し、の4には計上しないこととする。なお、確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等については、の4には含まれない。

- 3 及び の金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てのうえ記載する。なお、その場合であっても から を差し引いた計数が に合致するよう調整して記載することとする。
- 4 に該当する金額を決済用預金及び一般預金等の両方の欄に記載することとする。
- 5 及び の金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てのうえ記載する。なお、その場合であっても に を足したうえ を足した計数及び から を差し引いた計数がそれぞれ に合致するよう調整して記載することとする。
- 6 の特定決済債務の額については、特定決済債務に係る保険料の額が決済用預金に係る保険料の額を定める法第51条の2第1項の規定を読み替えて適用することにより算出されることから、決済用預金の欄に記載することとする。
- 7 の一般預金等に係る保険料率及び決済用預金に係る保険料率は、法第51条第1項に規定する保険料率及び法第51条の2第1項に規定する率にそれぞれ該当するものとする。
- 8 保険料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てのうえ記載する。
- 9 保険料について、全額一括納付を希望する場合は第1回納付額欄に保険料の全額を記載し、第2回納付額欄にゼロを記載する。また、分割納付を希望する場合は第1回納付額及び第2回納付額欄にそれぞれ保険料を2分の1した額を記載する。

担当部課名 _____ (電話番号) _____

担当者名 _____ (FAX番号) _____

別紙様式第1の2（附則第1条の2関係）

保 険 料 計 算 書

年度

（金融機関名）

科 目	金 額		
	決 済 用 預 金 （ 特 定 預 金 ）	一 般 預 金 等 （ そ の 他 預 金 等 ）	合 計
預 金 等			千円
1 預金			
2 定期積金			
3 掛金			
4 指定金銭信託合同運用口及び貸付信託			
5 金融債			
除かれる預金等			千円
1 外貨預金			
2 譲渡性預金			
3 特別国際金融取引勘定において経理された預金			
4 日本銀行又は金融機関からの預金等			
5 金融債（募集債又は債券が交付されたもの）			
6 預金保険機構からの預金等			
7 無記名預金等			
8 振替貸付信託受益権			
特定決済債務			千円
基準預金等（ - + ）			千円
保険料 $\left[\begin{array}{l} \text{営業（事業）年度の月数} \\ \times \frac{\quad}{12} \times \text{保険料率} \end{array} \right]$	（決済用預金に係る 保険料率 %）	（一般預金等に係る 保険料率 %）	円
保険料納付額			円
第1回納付額			
第2回納付額			

（備考）

- の1から5は、法第2条第2項第1号から第5号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。また、決済用預金（特定預金）は、令附則第2条の3に掲げるものに該当するものとする。
- の1は法第51条第1項に規定するものに該当するものとする。の2及び3は令第3条第1号及び第2号に、の4は同条第3号及び第4号に、の5から8までは同条第5号から第8号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。ただし、の1又は4に該当する預金で特別国際金融取引勘定において経理された預金については、の3に計上し、の1又は4には計上しないこととする。また、の4（特別国際金融取引勘定において経理された預金を除く。）に該当する預金で外貨預金の性質を有するものは、の1に計上し、の4には計上しないこととする。なお、確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等については、の4には含まれない。
- からまでの金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てのうえ記載する。なお、その場合であってもからを差し引いたうえを足した計数がに合致するよう調整して記載することとする。
- の特定決済債務の額については、特定決済債務に係る保険料の額が決済用預金に係る保険料の額を定める法第51条の2第1項の規定を読み替えて適用することにより算出されることから、決済用預金の欄に記載することとする（ただし、平成15年4月1日に開始する営業年度においては、ゼロを記載する。）。

- 5 の一般預金等に係る保険料率及び決済用預金に係る保険料率は、法第51条第1項に規定する保険料率及び法第51条の2第1項に規定する率にそれぞれ該当するものとする。
- 6 保険料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てのうえ記載する。
- 7 保険料について、全額一括納付を希望する場合は第1回納付額欄に保険料の全額を記載し、第2回納付額欄にゼロを記載する。また、分割納付を希望する場合は第1回納付額及び第2回納付額欄にそれぞれ保険料を2分の1した額を記載する。

担当部課名 _____ (電話番号) _____

担当者名 _____ (FAX番号) _____